

岸和田市議会議員一般選挙

4月23日(日)

午前7時～午後8時

私たちの意思を反映させる大切な機会です。棄権することなく投票しましょう。
問合 選挙管理委員会事務局 〒596-8510 ☎423-9693 ㊚423-4622



詳しくはこちらから



投票できる人

日本国籍を有し、年齢が満18歳以上（平成17年4月24日以前に生まれた人）で、令和5年1月15日以前から本市の住民基本台帳に記載があり、引き続き市内に居住している人。

投票所入場整理券を郵送

4月14日(金)ごろまでに世帯ごとに郵送します。投票所の地図を記載していますので、ご確認のうえ、投票所にお越しください。

最近住所を移した場合

表1のとおり。

【表1】住所を移した人の投票の可否と投票場所

届出の別	届出の日 (令和5年)	投票できる		投票 できない
		新住所地	前住所地	
転入	1月15日以前	○		
	1月16日以降			○
市内転居	3月28日以前	○		
	3月29日以降		○	

入場整理券が届かない、紛失したなどの場合

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所係員にお申し出ください。

投票のお手伝いをします

代理投票・点字投票

投票用紙の記入が困難な人は代理投票ができます。また、投票所には点字器などを備えており、目の不自由な人は点字で投票できます。当日、投票所係員にお申し出ください。

手話通訳者

投票時に手話通訳が必要な人は、事前に選挙管理委員会にお申し出ください。

※投票所には、車いす、スロープ、車いす用の記載台も備えています。

事前に投票できます

期日前投票

仕事やレジャーなどで投票日に投票できない人は、表2の日時・場所で期日前投票ができます。あらかじめ、投票所入場整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し、持参してください。

【表2】期日前投票所一覧

日時	場所(地図参照)
4月17日(月)～22日(土) 午前8時半～午後8時	①市職員会館(岸城町)
	②山直市民センター(三田町)
4月22日(日) 午前10時～午後6時	③岸和田カンカンベイサイドモール EAST3階 中央エスカレーター前(港緑町)
	④ラパーク岸和田内1階キスパラザ エスカレーター前(春木若松町)
4月22日(日) 午前10時～午後3時	⑤道の駅 愛彩ランド内 体験交流館(岸の丘町3丁目)

投票したい日に、まだ17歳の人

投票期日には18歳になるものの、投票したい日にまだ17歳の方は、期日前投票はできません。選挙管理委員会に不在者投票をしてください。

不在者投票

詳しくは市ホームページをご確認ください。

滞在地での不在者投票

仕事などの用事で市外(国内に限る)に滞在中の方は、岸和田市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。請求はお早めをお願いします。※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。

入院・入所者の不在者投票

不在者投票の指定を受けた施設(病院や老人ホームなど)に入院・入所している方は、施設

内で不在者投票ができます。施設の事務担当者申し出てください。

郵便による不在者投票

身体に一定以上の障害がある人や要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。希望する人は、4月19日(木)までに、郵便等投票証明書を添えて投票用紙を請求してください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により、「自宅療養」または「宿泊療養」など、外出自粛要請などの期間が選挙期間に重なる場合は、特例郵便等投票ができます。希望する人は陽性者登録センターに登録するか、保健所などから交付された外出自粛要請などの書面を添えて、4月19日(木)までに投票用紙を請求してください。

※ただし、濃厚接触者は対象ではありません。投票所などで投票してください。

選挙公報を戸別配布

選挙公報(候補者の氏名や政見などが記載されたもの)を市内全戸に戸別配布します。また、市役所や各市民センターに備え付けるほか市ホームページにも掲載します。

※目の不自由な人には点字版や音声版を送付します。希望する人は選挙管理委員会にお申し出ください。

選挙の開票と速報

開票

日・時 4月23日(日)午後9時10分から
場 総合体育館(西之内町)

速報

開票所前に開票速報を掲示し、市ホームページにも投・開票速報を掲載します。



安全・安心で快適なまちづくり 町会・自治会に加入しましょう

町会・自治会は、地域の皆さんが安心して暮らせるよう、子どもや高齢者の見守り活動や、防犯灯の維持管理、広報紙の配布など様々な活動を行っています。近年、特に災害時の町会・自治会の役割が重要視されています。いざというとき、地域の人たちが共に助け合うことが大切です。

町会・自治会の加入については、お住まいの地域の町会・自治会に加入している人にお尋ねいただくか、自治振興課にお問い合わせください。

自治振興課自治振興担当 ☎423-9436

狂犬病予防注射・飼い犬登録

保健センター ☎423-8811

生後91日以上の子犬を飼っている人は、飼い犬登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

4月5日(水)～24日(月)に、市内9カ所の巡回と保健センター(別所町3丁目)で狂犬病の予防注射を行います。

2月末時点で飼い犬登録済みの人には、3月末までに案内を送付しました。案内が届いていない場合は、前回注射時の注射済証などを会場に持参してください。

期間中に接種できない場合は、個別に動物病院で受けてください。また、市外の動物病院で接種した場合は注射済証(領収書)を保健センターに持参し、注射済票の交付を受けてください。転入・死亡など飼い犬登録内容に変更がある場合は届け出が必要です。

本市は、4月1日より「狂犬病予防法特例制度」に参加しました

飼い犬に装着したマイクロチップ情報を指定登録機関に登録することにより、飼い犬登録の申請があったものとみなす制度です。マイクロチップを装着していない場合は、これまでどおり保健センターでの飼い犬登録(登録手数料3,000円)が必要です。